

## 第4章 警報の伝達及び避難住民の誘導等

### 第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知等に必要な事項について定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### 〈警報とは〉

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民を保護するために、国対策本部長が発令する。(比較的広範囲の地域を対象とし、地域を特定せずに発令される場合もある。)

##### 〈緊急通報とは〉

実際に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険を防止するために知事が、緊急に発令する。(地域が限定される。)

#### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

#### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、他の執行機関その他関係機関(教育委員会、保育園等)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.yufu.oita.jp/>)に警報の内容を掲載する。

(3) 警報の内容

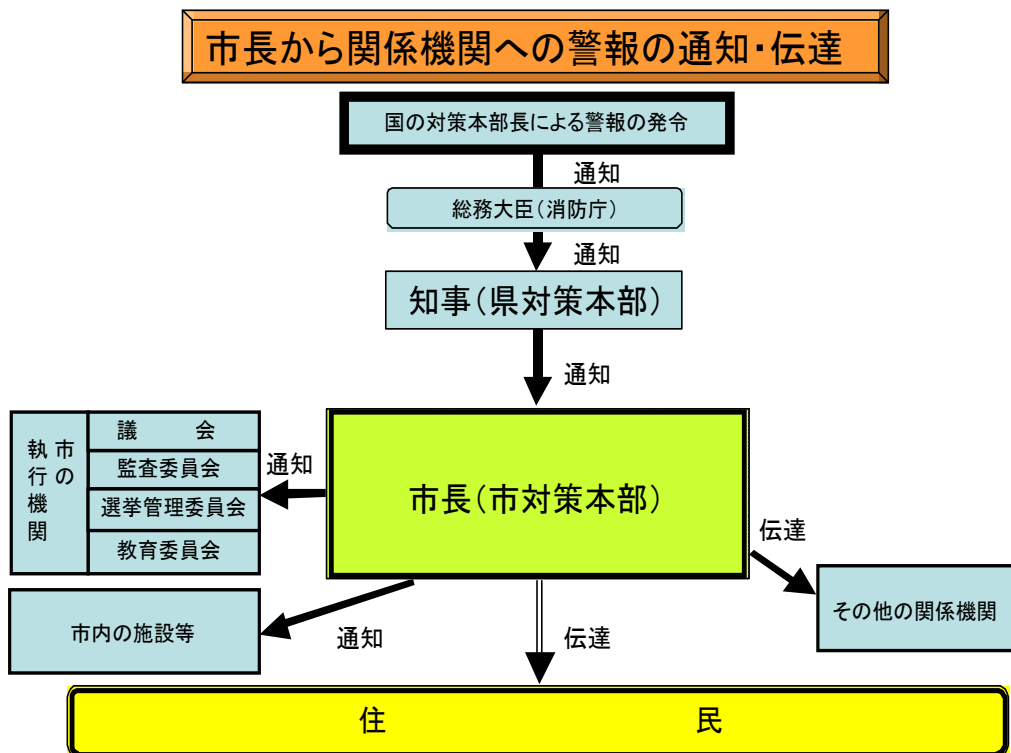
警報の内容は、警報を受けた者がそれぞれの立場に応じ適切な措置を講じることができるよう、次の内容とされている。

《警報の内容》

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測  
 航空機等の接近、相手国の侵攻状況等警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及びこれらの今後の予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域  
 当該地域の都道府県名、市町村名等
- ③ 住民及び公私の団体に対し周知すべき事項  
 避難誘導者の指示に従って冷静に行動することやテレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること等の必要な事項

2 警報の内容の伝達方法

市長から関係機関への警報の通知・伝達の系統図を示す。



(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、国が定めたサイレンを広報車等を活用し最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、防災行政無線、ホームページへの掲載等あらゆる手段により、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- ③ 消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- ④ MCAシステムを活用した「由布市防災行政無線」等による伝達手段も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

- ① 消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う。  
それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
- ② 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

具体的には、避難行動要支援者について、「健康福祉事務所」との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）
- (5) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

① 市内における警報の伝達

- ・ 市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用等、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるように努める。
- ・ 市は、防災行政無線等の使用、消防団等による伝達、自治会等による連絡網の活用等を図る。
- ・ 市は、状況に応じてファックス、電子メール等を利用する等して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

② 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

- ・ 市は、大規模集客施設等の施設管理者に対し、県との役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努める。
- ・ 施設管理者は、館内放送を利用する等により、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

③ 高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達

- ・ 市は、防災における体制等を活用し高齢者等の災害時要援護者への対応を優先する。
- ・ 市は、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努める。
- ・ 市は、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努める。
- ・ 避難支援プランを活用して、関係機関との情報伝達に努める。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2節 避難住民の誘導等

- (1) 市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
- (2) 住民の避難誘導等は、市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、住民等への避難の指示の伝達及び避難住民の誘導について定める。

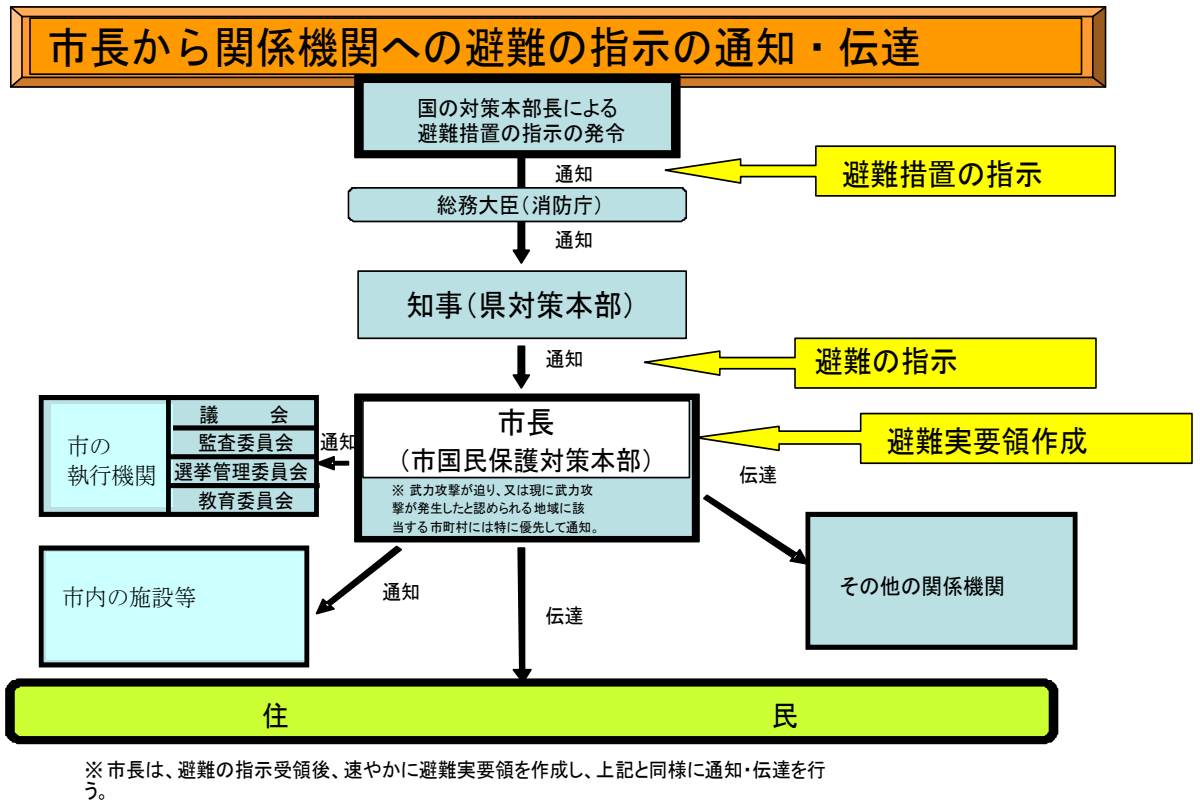
### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 市長は、知事から当該市が県内避難住民及び他都道府県の避難住民の避難先地域として通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて、現に武力攻撃を受けており避難住民の受け入れを物理的に行えない場合等正当な理由がある場合を除き、避難住民を受入れる。

#### 〈知事による避難の指示の内容〉

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

○ 避難の指示の流れには下図のとおりである。



## 2 避難実施要領の作成

### (1) 避難実施要領の作成及び報告

- ① 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成する。
- ② 市長は、当該案について、各執行機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。
- ③ 市長は、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
- ④ 市長は、作成した避難実施要領を直ちに知事等に通知する。
- ⑤ 市長は、知事による避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

避難実施要領の作成に際しての主な留意事項を、以下に示す。

《避難実施要領に定める事項（法定事項）》

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法
- ③ 避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ④ その他避難の実施に関し必要な事項

《避難実施要領作成の留意点について》

- ① 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成する。
- ② 県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本に作成する。
- ③ 緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにする等、避難実施要領を簡潔な内容で作成することもあり得る。

(3) 避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、県の国民保護計画における避難の方法の基本的な考え方に従って、以下の点に考慮する。

《避難実施要領の作成の際における考慮事項》

- ① 避難の指示内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

＜市の避難実施要領の記載項目＞

※ 可能な限り具体的に記載する。

□印：チェック欄

項目	記載内容
① 要避難地域	□避難が必要な地域の住所 (由布市 )
② 避難誘導の単位	□自治会 □事業所
③ 避難先	□避難先の住所 ( ) □施設名 ( )
④ 一時集合場所	避難住民の誘導や運送の拠点となる □住所 ( ) □場所 ( )
⑤ 集合方法	□集合場所への交通手段 ( )
⑥ 避難の手段	避難誘導の交通手段 ( )
⑦ 出発時刻等	□避難誘導の際の交通手段の出発時刻： 時 分 □避難誘導を開始する時間： 時 分
⑧ 集合に当たっての留意事項	□集合後の安否確認(有・無) □避難行動要支援者への配慮事項 ( ) □集合の際の避難住民の留意事項 ( )
⑨ 避難の経路	□避難の経路 ( ) □避難誘導の詳細 ( )
⑩ 市職員、消防職団員の配置等の配置等	□関係市職員、消防職団員の配置 ( ) □関係市職員、消防職団員の担当業務 ( )
⑪ 避難行動要支援者への対応	□避難行動要支援者への対応方法 ( )
⑫ 要避難地域における残留者の確認	□残留者の確認方法 ( )
⑬ 避難誘導中の食料等の支援	□避難住民へ支援内容 (食料・飲料水・医療・情報等 )
⑭ 携行品、服装	□避難住民の携行品、服装 ( )
⑮ 緊急連絡先等	□問題が発生した際の緊急連絡先 ( )



《市が作成する避難実施要領（参考例）》

避難実施要領（例示）

大分県 由布市長

月 日 時 分現在

1 事態の状況及び避難の必要性

○日○時○分A地区で発生した爆発について、化学剤を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の由布市○地域及びその風下となる地域を要避難地域として、屋内へ避難するよう知事より避難の指示が発令された。

2 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

住民の避難は、次の方法で行う。

(1) A地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

《避難経路及び避難手段》

○避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合：A地区の住民は、市立A小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、県道○○線を利用して、B市立B高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ県道○○線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B駅行きの電車で避難する。B市B駅到着後は、B市職員及び由布市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B高校体育館に避難する。

(2) C地区の住民は、B市B地区にあるB市立B中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

### 3 避難住民の誘導の実施方法

#### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ① 住民への周知要員
- ② 避難誘導要員
- ③ 市対策本部要員
- ④ 現地連絡要員
- ⑤ 避難施設運営要員
- ⑥ 水、食料等支援要員 等

#### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難の指示を通知した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

#### (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会等地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

### 4 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット(頭巾)で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合等の、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

由布市対策本部 担当 由布 太郎

T E L 097-582-1111

F A X 097-〇〇-〇〇

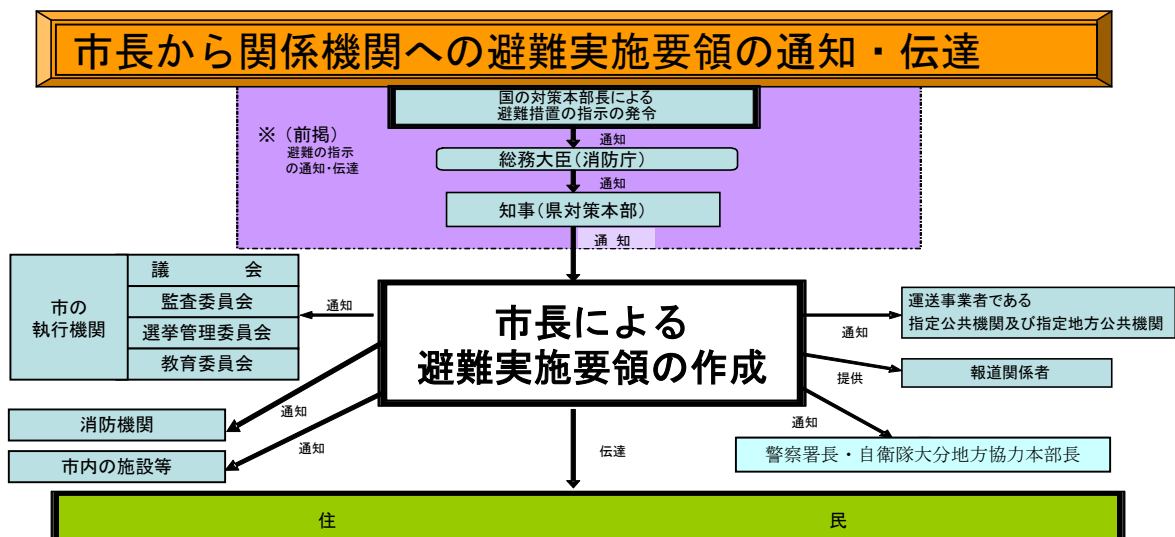
・・・・以下略・・・・

《国対策本部長による利用指針の調整》

- ① 自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- ② 市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

- ① 市長は、直ちに、作成した避難実施要領を知事等に通知する。
- ② 市長は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。
- ③ 市長は、住民に対して、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。
- ④ 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊大分地方協力本部長並びに県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。
- ⑤ 市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において避難が完了するまで避難住民を誘導する。
- ② 市は、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ③ 市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。
- ④ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- ⑤ 市は、夜間には暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備する等住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。
- ⑥ 避難住民を誘導する者の安全確保は、市長の判断にゆだねられるが、事態の状況によっては、現場で避難住民の誘導を指揮する者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

- ① 消防本部及び消防署の活動
  - ・消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。
  - ・消防本部及び消防署は、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。
- ③ 消防団の活動
  - ・消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防長又は消防署長の所轄の下に、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。
  - ・消防団は、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

- ① 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防本部のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。
- ② 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

- ③ 市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。
- ④ 市長は、警察官等が当該市の避難住民を誘導しているときは、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 住民への協力要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

- ① 市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。
- ② 市は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

- ① 市は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。
- ② 市は、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を明確にする。
- ③ 市は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

- ① 市は、避難の誘導に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。
- ② 市は、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難施設等における安全確保等

- ① 市は、県、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避

難施設等の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努める。

- ② 市は、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ①危険動物等の逸走対策
- ②要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、県警察と連携して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(11) 県に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。
- ② 市は、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ③ 市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合する等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ④ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- ② 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑

に実施できるよう必要な対策をとる。

#### 4 避難の方法の基本的考え方 (※ 県国民保護計画より)

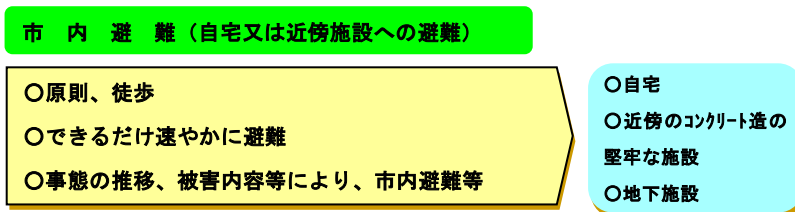
##### (1) 屋内への避難 (自宅又は近傍の施設へ避難)

《避難場所》

- ① 自宅、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地階等の地下施設へ避難する。

《避難方法》

- ① 原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難する。
- ② その後、事態の推移、被害内容等によっては、市町村内、県内及び県外避難に掲げる方法により他の安全な地域へ避難を行う。



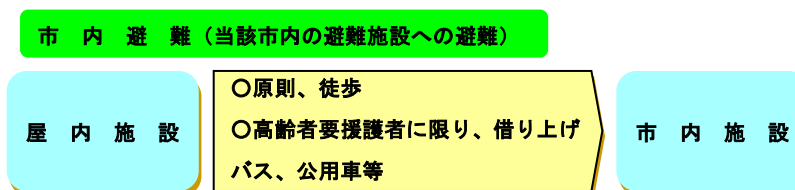
##### (2) 市内での避難 (市内の避難施設への避難)

《避難場所》

- ① 市内の避難施設へ避難する。

《避難方法》

- ① 原則、徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の要援護者の避難に限り、借り上げ車両 (バス等) 及び公用車を補完的に使用する。



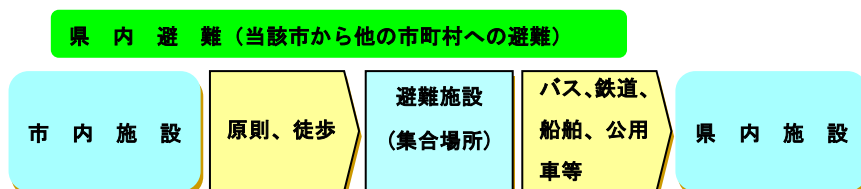
##### (3) 県内への避難 (県内の他市町村への避難)

《避難場所》

- ① 市内の施設から知事が指定する他の市町村の避難施設へ避難する。

《避難方法》

- ① 市内の避難施設 (集合場所) までの避難は、市内の避難と同様とする。
- ② 市内の避難施設から知事が指定する県内の避難施設までは、借り上げ車両 (バス、鉄道及び船舶等) 及び公用車等 (以下「借り上げ車両等」という。) とする。



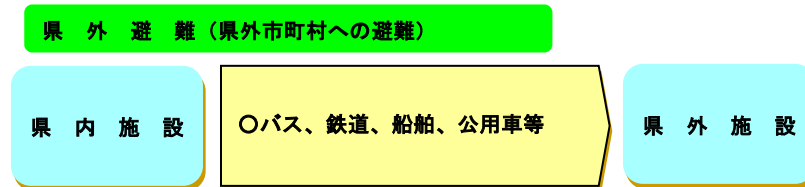
(4) 県外への避難（県外の市町村への避難）

《避難場所》

- ① 市内の施設から県外の避難施設へ避難する。

《避難方法》

- ① 市内の施設（集合場所）までは、市内の避難と同様とする。  
② 市内の施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等とする。



※ 県の区域を越える住民の避難の場合には、他の都道府県との調整を要する。

## 5 地域の状況に応じた住民の避難等の考え方

(1) 人口密集地域における住民の避難

- ① 知事は、国対策本部長の判断に基づく避難措置の指示により、避難の指示を行うこととされている。
- ② 国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、混乱発生の防止のため、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うこととされている。
- ③ 県は、この国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応することとされている。
- ④ 市は、知事の避難の指示を踏まえ、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難誘導を行う。また、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難誘導を行う。
- ⑤ 市は、その後の事態の推移に応じた知事の指示を待って対応する。
- ⑥ 市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、学校、施設、事業所単位で集合し、避難行動要支援者等に配慮しつつ、地域等毎に順次誘導を行う。



(2) 中山間地域において交通網の寸断などによる孤立等の恐れのある住民の避難

- ① 市は、孤立等の恐れのある住民の避難に際しては、住民の運送手段としてバス等を利用させ、道路等の状況を踏まえ避難経路の確保を行う。

(3) 観光地における避難

- ① 観光施設、宿泊施設等の管理者は、観光客等に対して、避難施設、避難経路を確実に伝達するとともに、職員、観光協会、旅館組合等と連携、協力して地理不案内な観光客に対する避難が円滑に行われるよう努める。

(4) 学校施設における避難の場合

- ① 学校施設等の管理者は、避難が円滑に行われるように拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率等職員と連携、協力して、生徒等の避難施設への避難が円滑に行われるように努める。

(5) 自衛隊基地周辺地域における住民の避難の場合

- ① 市は、県を通じて避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、必要な調整を行う。

(6) 高齢者等が入所の福祉施設等の場合

- ① 市は、自己の管理する福祉施設その他身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入所し、その他滞在している施設の者が避難を行うときは、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助、並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるよう努める。

(7) NBC攻撃の場合

- ① 市は、NBC攻撃の場合の避難においては、県に協力して避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。

## 6 各事態に応じた住民の避難等の考え方

### (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難する。
- ② 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

### (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。  
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。
- ② 避難は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。
- ③ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防本部、県、県警察、自衛隊等の関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。また、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

### (3) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応する。
- ② 着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。